

備前市が独自に設置している環境大気測定局の廃止について

備前市が独自に設置している環境大気測定局の廃止について

1 穂浪局、鶴海局及び野谷局における濃度の推移

備前市が独自に設置している穂浪局、鶴海局及び野谷局（以下、「市設置3局」という。）では、それぞれ二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素（野谷局は除く。）の測定が行なわれている。

市設置3局で測定が行われている項目ごとの経年変化は図1から図3のとおりであり、この経年変化が環境基準と比べて十分に低い濃度で推移し、増加傾向にもない。

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

日平均値の2%除外値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばいである。

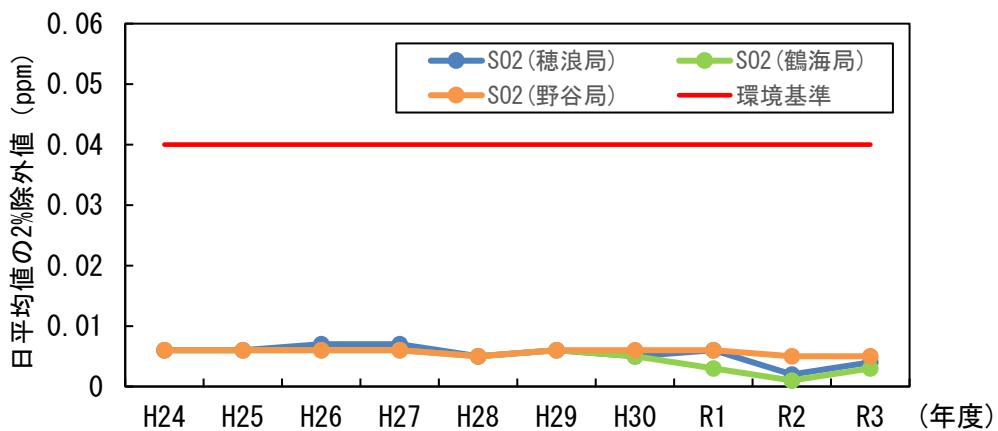


図1 過去10年間における二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

日平均値の2%除外値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばい又は低減している。

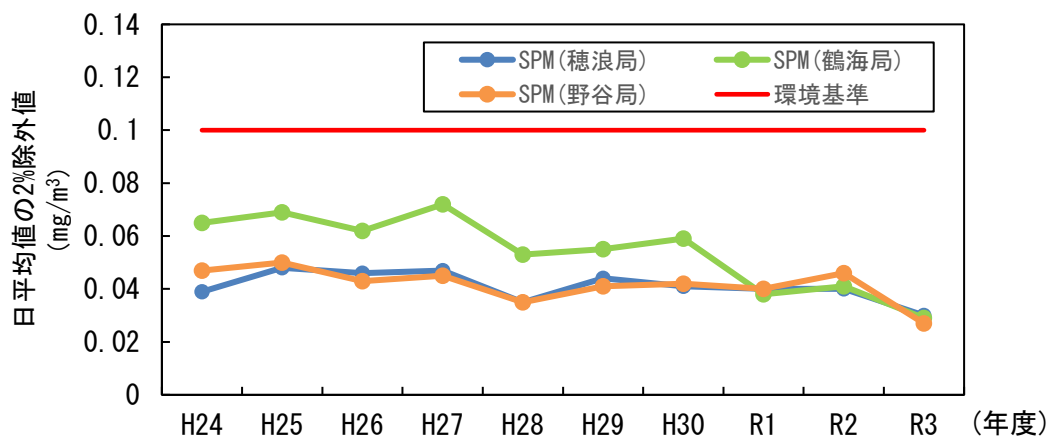


図2 過去10年間における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

日平均値の年間 98%値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している。

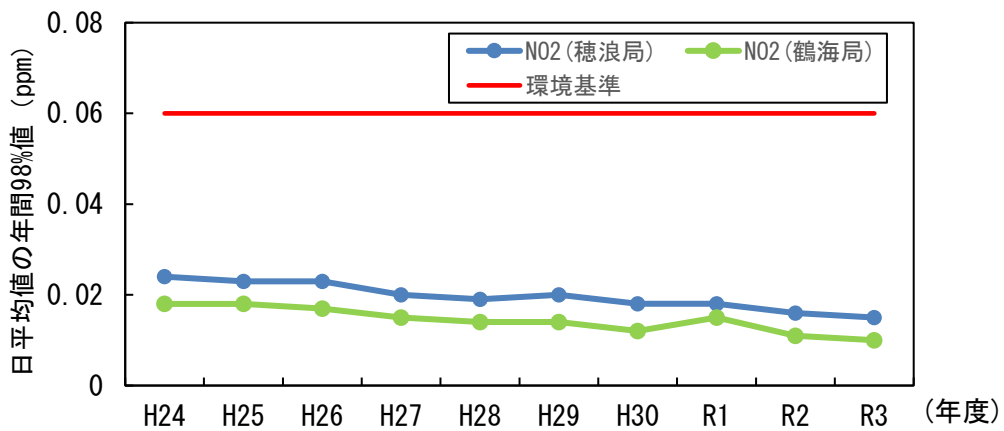


図3 過去10年間における二酸化窒素の日平均値の年間98%値の推移

2 備前市における測定局の配置状況

備前市では、県設置の4局（東片上局、三石局、伊部局及び日生局）及び市設置の3局（穂浪局、鶴海局及び野谷局）の合計7局で測定が行なわれている。

測定局名	設置者	区分
①穂浪	市	一般局
②鶴海	市	一般局
③東片上	県	一般局
④三石	県	一般局
⑤野谷	市	一般局
⑥日生	県	一般局
⑦伊部	県	自排局

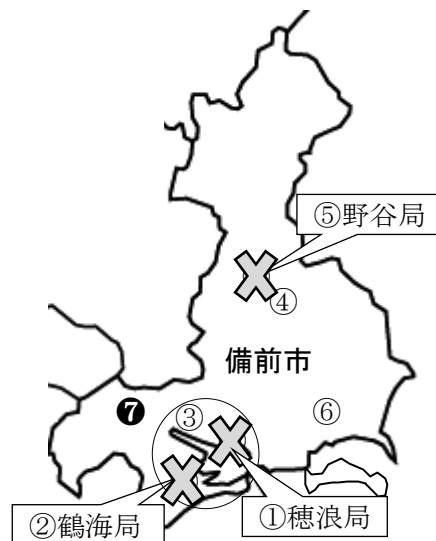


図4 備前市における測定局の配置状況

(1) 片上地区

東片上局、穂浪局及び鶴海局が半径約 2 km の同心円内に密集して設置されており、近年における各局の濃度は、環境基準と比べて十分に低く、同程度で推移していることから、穂浪局及び鶴海局を廃止した場合でも片上地区の状況は東片上局で把握できる。

(2) 三石地区

三石局と野谷局が直線距離で約 1 km と近接して設置されており、近年における両局の濃度は、環境基準と比べて十分に低く、同程度又は野谷局の方が低い値で推移していることから、野谷局を廃止した場合でも三石地区の状況は三石局で把握できる。

地区	測定局名	設置者	SO ₂ (注 1) [ppm]	SPM(注 1) [mg/m ³]	NO ₂ (注 2) [ppm]
片上	①穂浪	市	0.004	0.037	0.016
	②鶴海	市	0.002	0.036	0.015
	③東片上	県	0.002	0.035	0.012
三石	④三石	県	0.003	0.054	0.018
	⑤野谷	市	0.005	0.037	R3 年度末廃止
環境基準			0.04	0.1	0.06

注 1：日平均値の 2% 除外値の過去 3 年平均 (R 元(2019)年度から R 3 (2021)年度)

注 2：日平均値の年間 98% 値の過去 3 年平均 (R 元(2019)年度から R 3 (2021)年度)

3 測定項目ごとの必要な測定局数

市設置 3 局で測定が行われている項目ごとの測定局数は次のとおりであり、岡山市及び倉敷市を除く地域 (以下「県管轄地域」という。) における測定局数は、市設置 3 局を廃止した場合でも必要な測定局数に対して、いずれの項目も十分に満たしている。

測定項目	廃止後の測定局数	必要な測定局数	廃止後の測定局数－必要な測定局数
二酸化硫黄	36 (12)	13 (5)	23 (7)
浮遊粒子状物質	50 (20)	25 (9)	25 (11)
二酸化窒素	49 (17)	25 (9)	24 (8)

注 1：()内の数値は、県管轄地域の測定局数

注 2：「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」で算定される全国的視点から必要な測定局数

4 廃止理由

測定局名	設置者	廃止理由
穂浪局	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市設置 3 局は、いずれの項目も環境基準と比べて十分に低い濃度で推移し、増加傾向にもない。 ● 市内の状況は、県設置の 4 局 (東片上局、三石局、日生局及び伊部局) で把握できる。 ● 県管轄地域における測定局数は、市設置 3 局の廃止後も必要な測定局数を十分に満たしている。
鶴海局	市	
野谷局	市	